

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【山ノ内町】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	建設水道課 計画監理係	0269-33-3114(課)	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育委員会子ども未来課 保育・幼児教育係	0269-33-1102(課)	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会子ども未来課 (保 育 所) 保育・幼児教育係 (学童保育所) 学校教育係	0269-33-1102(課)	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民税務課 課税係	0269-33-3118(課)	
要介護認定の代理申請		○	健康福祉課 介護保険係	0269-33-8411 (地域福祉センター)	
職員互助会の給付	○		総務課 総務係	0269-33-3111(課)	職員 (会員) が対象です。